

卑劣な差別・選別を許すな! 「シニア制度」との闘いに起とう

闘いの重要局面

「シニア制度」をめぐる闘いが重要な状況を迎えている。

JR東日本は、「受け入れ枠開示」と称して、8月20日頃に退職後の再雇用先のリストや採用試験の応募用紙を当事者の自宅に郵送するとしている。当事者は、そのなかから希望する関連会社を選んで応募することになる。しかし、協約未締結組合に所属する者はその対象から外し、リストすら送付しないというのだ。

つまり、動労千葉の組合員は、本人の知らないうちに「再雇用」機会を失うという差別取り扱いを行うというのである。

動労総連合は、こうした卑劣なやり方に強く抗議し、所属組合の協定の有無や組合所属による差別を行わないこと、年金満額支給年齢までの雇用について、会社の責任において希望者全員の雇用の場を確保すること等を求めて申し入れを行った。8月8日に本社交渉を行った。

不当労働行為

前提の制度

しかし会社は次のように詭弁を弄し、われわれの要求を一切拒否した。

組合 回答文書は、未締結組合の対象者には、受け入れ枠を開示しない、リストを送らないということがある。リストを送付しない理由はどうか。

会社 協定を結ばない組合の者にまでリストを送ることはできない。結果としてはしないということになるが、しないのではなくできないということだ。

会社 (定年退職後の雇用の場確保について) シニア制度以外のことをやる気はない。

一方会社は、われわれの抗議の声をはねつけつつ、「何らかの段階で事柄(未締結組合の対象者)はリストも送らないということ」を伝えることはしなければならぬと思っている」と回答した。

だがそれは、「動労千葉を脱退しない限り再雇用の機会はないが、脱退すればその機会を与えますよ」ということを各個人に通告する行為に他ならず、それ自体が明白な不当労働行為だ。

要するに「シニア制度」は、その制度の根幹において、どのように取り扱おうと、不当労働行為に行き着かざるを得ない代物なのだ。その意味では、制度そのものが不当労働行為意志を込めて作られ、不当労働行為を内包していると言わなければならない。

ウソの積み重ね

しかも会社は、団交の場で次のようなウソ八百まで並べたてる。

組合 5月の場面で「シニア制度」に基づく再雇用の希望把握の面談が各支社の人事課で行われたが、少なくともその時点までは協約の締結・未締結に係わらず全員を対象に実施されている。にも係わらずリストを送付する

段階で組合所属による差別を行うのはどのような理由なのか。会社 あれは今回の制度のための面談ということではない。一般的な進路の調査である。

組合 そんな言い方は明らかウソだ。面談にあたって各個人宅には、「シニア制度」の説明や再雇用の手続きのスケジュールなどが記載された用紙が送付され、組合所属の記入欄まである「シニア制度」による再雇用の希望に関する調査用紙も同封され、それをもって人事課に面談をいくという方法がとられたことまで否定するのか。

会社 それはそうだが、……「シニア制度」のためだけの面談ということではない。

組合 この間何カ月にもわたる団交のなかでも、提案文書に記載されている再雇用の希望把握はどのようにやるのか、面談はどのようにやるのかということも繰り返し議論してきたが、会社もずっと「シニア制度」に基づく希望把握のための面談だということの前提として主張してきたではないか。それを今になってなぜひっくり返すのか。

会社 「シニア制度」のなかでも再雇用希望を把握するとはなっているが、一〇〇%そうかと言われると重なる部分もあるがそのための面談ということではない。

だがJRは、一体なぜこんなウソをつくのか。あまりにも道理の通らない差別・選別をとりつくりおうとするあまり、ウソを重ねるしかない結果となってしまうのだ。実際、各個人宅に送られてきた「再雇用機会提供制度」についてという書面では、「《受け入れ枠開示》再雇用の場を提供する会社を再雇用希望者全員にお知らせします。《採用試験応募》希望する会社の採用試験に応募して下さい」と、あたかも差別など一切しないかのように記載されている。実はこの書面自体もまたウソだったのだ。

今より悪い!

さらに言えば、こんな再雇用条件であれば、「シニア制度」など無いほうがよっぽど良かったのだ。当事者は口をそろえてそう言っている。

「四党合意」反対! 一〇四七名闘争の勝利をめざす八・二二集会へ
▼全力で結集しよう!

- とき 八月二十二日(ゆ) 一八時より
- ところ 労働センター東京/大ホール(八丁堀駅下車すぐ)
- 主催 国鉄千葉動力車労働組合